

令和 8 年度美唄市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「法」という。)第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、美唄市の全組織を対象とする。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

ア 就労継続支援事業所(A 型、B 型)

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設

(生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設)

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業等

ア 障害者雇用促進法の特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所(次の全ての条件を満たす事業所)

① 障がい者の雇用数が 5 人以上

② 障がい者の割合が従業員の 20%以上

③ 雇用障がい者に占める重度障害者の割合が 30%以上

(3) 在宅就業障がい者等

ア 在宅就業障がい者

(在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者)

イ 在宅就業支援団体

(在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体)

4 調達する品目等の種類

分野を限定せず調達に努める。

5 調達目標

令和8年度に優先調達を行う目標額を次のとおり定める。

目標額 4,800 万円

6 調達の実施方法

- (1) 障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえ、全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。
- (3) 保健福祉部地域福祉課は、各部局が調達を円滑に進めるため、障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各部局に提供する。

7 調達実績の取りまとめ

調達実績については、法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後、遅滞なく調達の実績の概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。